

地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

【基本診療料】

- ・ 障害者施設等入院基本料 10 対 1（2 階）
- ・ 障害者施設等入院基本料 10 対 1（3 階西）
- ・ 地域包括ケア病棟入院料 1（3 階東）
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 認知症ケア加算 2
- ・ データ提出加算 1
- ・ 医療 D X 推進体制整備加算
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算（2 階・3 階西）
- ・ 緩和ケア病棟入院料 1（4 階）
- ・ 療養環境加算（2 階・3 階西）
- ・ 感染対策向上加算 2
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 入退院支援加算 1
- ・ 機能強化加算

【特掲診療料】

- ・ 在宅療養支援病院
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅訪問看護指導料及び同一建物居住者訪問看護指導料
- ・ がん患者指導管理料イ・ロ
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（I）
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 在宅医療 D X 情報活用加算
- ・ 入院ベースアップ評価料
- ・ 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
※医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 運動器リハビリテーション料（I）
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 介護保険施設等連携往診加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

【食 事】

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

主治医の許可がない限り、外部からの持ち込みはご遠慮ください。